

水質検査の項目と頻度（令和8年更新）

番号	グループ	項目名	基準値	浄水		原水
				基本検査頻度	検査回数の減・省略	
1		一般細菌	100	月1回以上	/	採水場所の選定は、給水栓のうち施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所を選定することとし、検査項目ごとに異なった給水栓を選定しないこと。
2		大腸菌	検出されないこと			
39		塩化物イオン	200			
47		有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3			
48	A	pH値	5.8-8.6			
49		味	異常でないこと			
50		臭気	異常でないこと			
51		色度	5度以下			
52		濁度	2度以下			
11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			
35	A'	鉄及びその化合物	0.3			
38		マンガン及びその化合物	0.05			
43	B	ジェオスミン	0.00001	/	年間の変動パターンが明らかになっているものについては、年間の最高値が測定される時期を含むこと。	
44		2-メチルイソボルネオール	0.00001			
10		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01			
22		クロロホルム	0.06			
23		ジブロモクロロメタン	0.1			
24		ブロモジクロロメタン	0.03			
25		ブロモホルム	0.09			
26		総トリハロメタン（23, 25, 29, 30の総和）	0.1			
27	C	クロロ酢酸	0.02			
28		ジクロロ酢酸	0.03			
29		トリクロロ酢酸	0.03			
30		臭素酸*	0.01			
31		ホルムアルデヒド	0.08			
32		塩素酸	0.6			
3		カドミウム及びその化合物	0.003	3箇月に1回以上	/	均一に混合して必要量の検査用試料を採水容器に分取すること（15分滞留水法）。ただし、以下の2つの条件を満たす場合は、15分滞留水法を省略できる。 イ 採水地と同一の浄水場の給水区域において鉛管の残存調査が行われた上で、浄水場出口から採水場所までの流路で鉛管が使用されていないことが明らかであること。 ロ 季節変動も考慮して年4回、当該採水場所において、15分滞留水法で採水した上で水質検査を行い、その結果が、過去3年間において全て不検出であること。
4		水銀及びその化合物	0.0005			
5		セレン及びその化合物	0.01			
7		ヒ素及びその化合物	0.01			
12		フッ素及びその化合物	0.8			
13		ホウ素及びその化合物	1.0			
37	D	ナトリウム及びその化合物	200			
40		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300			
41		蒸発残留物	500			
42		陰イオン界面活性剤	0.2			
45		非イオン界面活性剤	0.02			
46		フェノール類	0.005			
6		鉛及びその化合物**	0.01	①の規定にかかわらず、過去の検査の結果（最大値）が基準値の2分の1を超えたことがなく、右欄※の事項を勘案して検査を行う必要がないことが明らかで、かつ、過去3年間に1回は測定すること	①検査項目 「A（味を除く）」＋「A'」＋「B」＋「D」＋「E」＋「F」＋「G」＋「H」＋「シアン化物イオン及び塩化シアン」の40項目について実施。（「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」におけるクリプトスポリジウム指標菌及び汚染のおそれのある施設でのクリプトスポリジウムの検査を実施する場合、検査実施計画に記載すること。） ②検査頻度 1年に1回以上（水質が最も悪化していると考えられる時期） ③留意事項 水源ごとに実施すること。水道事業者から供給される水のみを受水している場合は、水道事業者が行う同一配水系統の水質検査を持って替えることができる。	
8		六価クロム化合物	0.02			
33	E	亜鉛及びその化合物	1.0			
34		アルミニウム及びその化合物	0.2			
36		銅及びその化合物	1.0			
14		四塩化炭素	0.002			
15		1,4-ジオキサン	0.05			
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04			
17	F	ジクロロメタン	0.02			
18		テトラクロロエチレン	0.01			
19		トリクロロエチレン	0.01			
21		ベンゼン	0.01			
9	G	亜硝酸態窒素	0.04	①の規定で測定回数を減じることができる	/	
20	H	PFOS及びPFOA	0.00005	検査の結果（最大値）が基準と比べて5分の1以下 → 6か月に1回以上 検査の結果（最大値）が基準と比べて5分の1以下かつ原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、その近傍の地域における地下水の状況を含む）を勘案し汚染のおそれがないと認められる場合 → 1年に1回以上 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合（過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）であって、過去3年間（令和5年～令和7年度は各1回以上）における検査の結果（最大値）が基準と比べて10分の1以下 → 3年に1回以上	施行日（令和8年4月1日）前までに検査を実施していない場合は、検査回数減の適用は受けない。  施行日（令和8年4月1日）前までに実施した場合は、過去3年以内の同口年度に実施した送水者の検査結果と受水者が自ら実施した検査結果を比較して判断すること。 複数の送水者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の1/5以下であること。	

\*「30 臭素酸」については、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略できる。（ただし、浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）